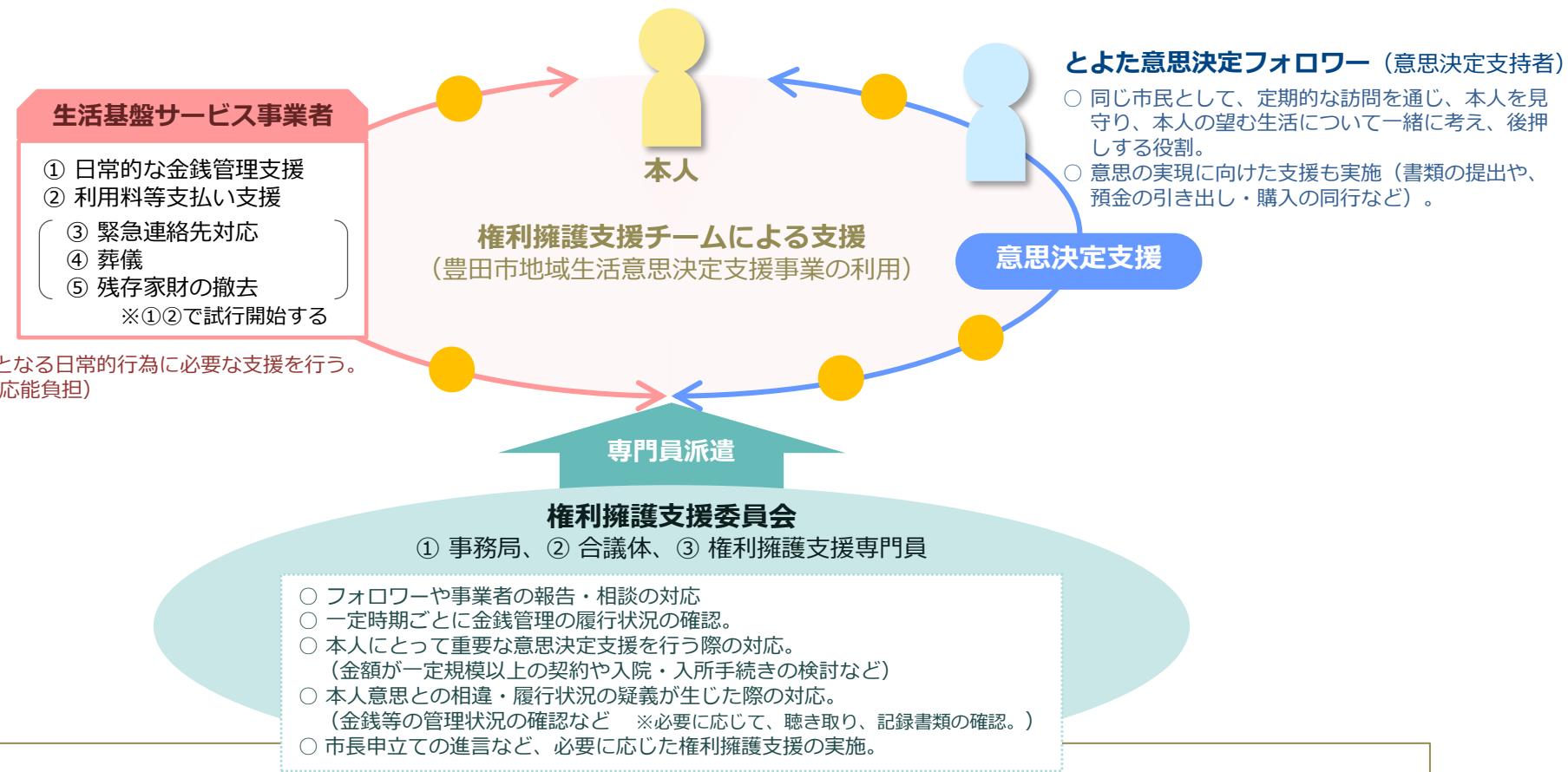


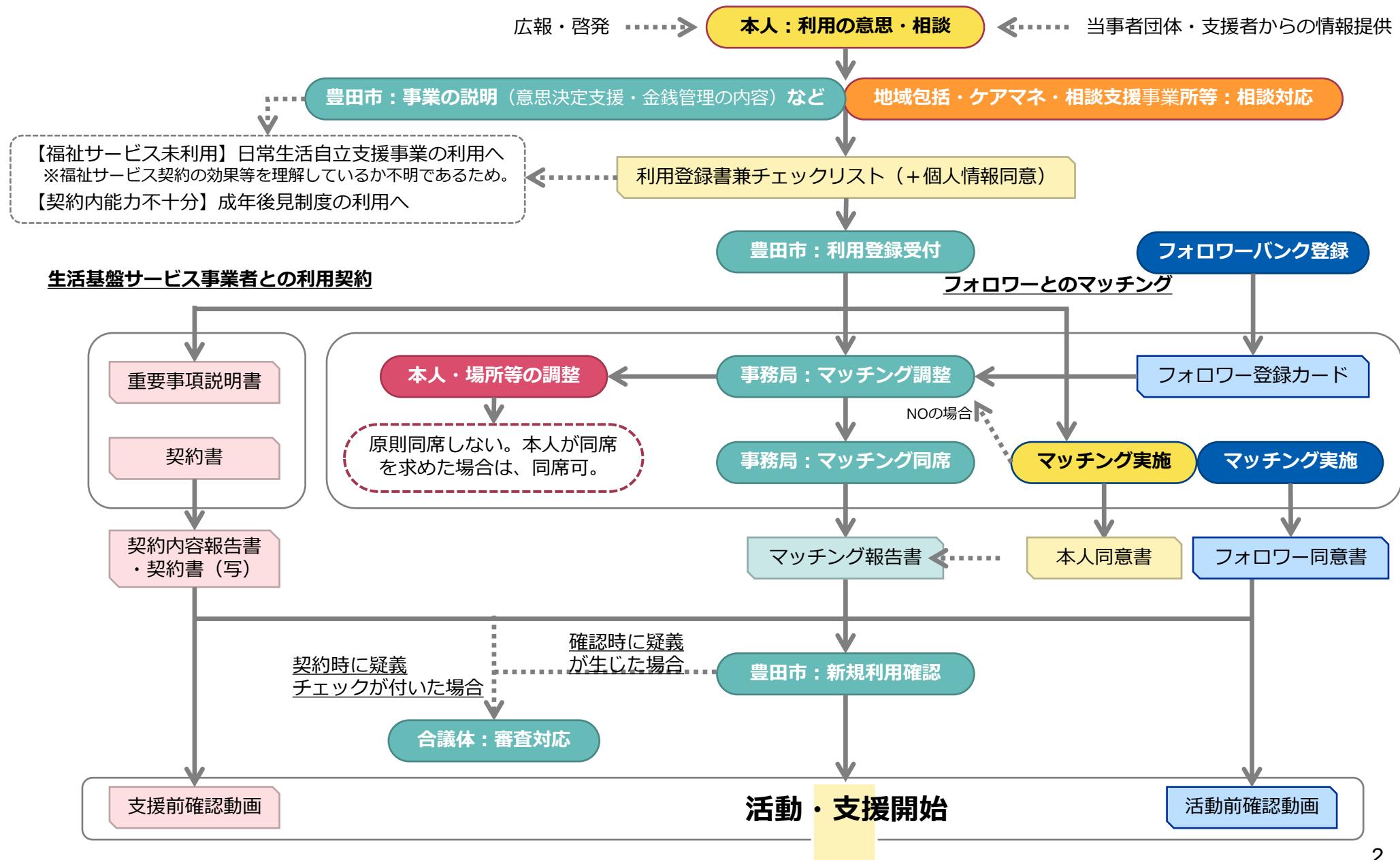
豊田市地域生活意思決定支援事業の実施イメージ（試行開始時）について

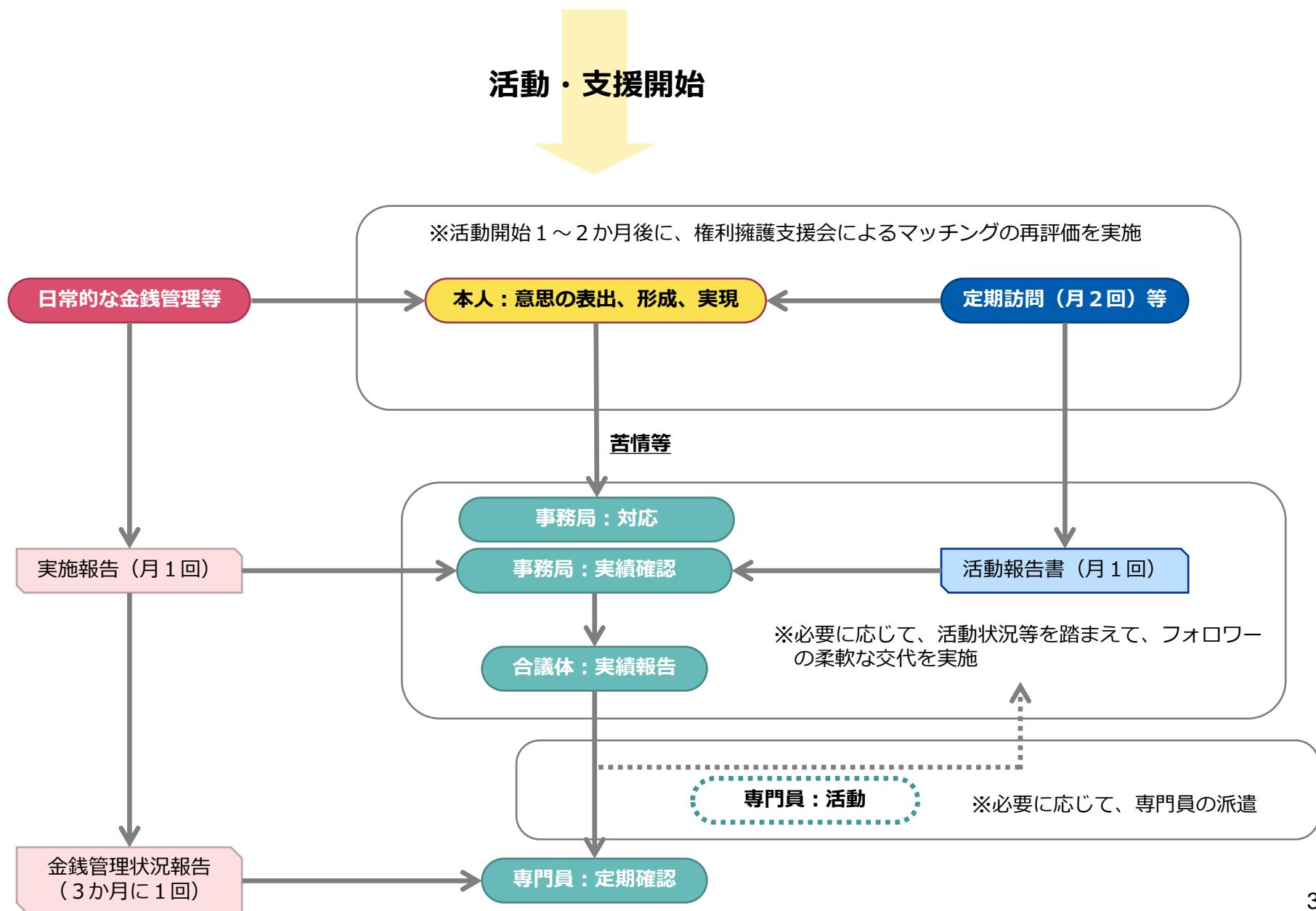


- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度に求められてきた「金銭管理・意思決定支援・適切な支援の確認」等の支援を性質ごとに分解し、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各支援を分担・連携する仕組みづくりに着手（豊田市地域生活意思決定支援事業の試行）。
- 本事業は、将来的な成年後見制度（民法）の改正も視野に、身寄りのない方への支援としてニーズの高い金銭管理などの「生活基盤支援サービス」と、本人が元々有する能力の発揮と地域住民の社会参加による「意思決定支援」を組み合わせて支援を実施する。



豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー 1 / 2





【親要綱】豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱

- ・ 利用の手続き等に関する規定
 - ※ 介護予防・日常生活支援総合事業を準用。
- ・ 意思決定支援及び日常的な金銭管理の各々を規定する事業（豊田市地域福祉意思決定推進事業及び豊田市生活基盤サービス事業）を連結させる規定
 - ※ 重層的支援体制整備事業における社会福祉法の役割。
- ・ 権利擁護支援委員会の設置に関する規定

【子要綱①】**豊田市意思決定フォロワー推進事業の試行的運用に関する要綱**

- ・ 意思決定フォロワーの活動に関する規定
- ・ 意思決定支援に対する権利擁護支援委員会の役割に関する規定

【子要綱②】**豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱**

- ・ 生活基盤サービス事業者の支援に関する規定
 - ※ 事業者の要件については、別途「豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に係る人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱」で定める。
- ・ 日常的金銭管理に対する権利擁護支援委員会の役割に関する規定

豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に係る人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱

※福祉サービス契約の効果等を理解しているか不明であるため、
お問い合わせ下さい。お問い合わせの方法は、下記の通りです。

生活基盤サービス事業者との利用契約

豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱

支援前確認動画

広報・啓発 → 本人：利用の意思・相談

当事者団体・支援者からの情報提供

豊田市：事業の説明（意思決定支援・金銭管理の内容）など

地域包括・ケアマネ・相談支援事業所等：相談対応

利用登録書兼チェックリスト（+個人情報同意）

豊田市：利用登録受付

フォローバンク登録

本人・場所等の調整

事務局：マッチング調整

原則同居する場合は、
を求める場合は、向い可。

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱 実施

マッチング報告書

本人同意書

フォロワー同意書

豊田市：新規利用確認

合議体：審査対応

活動・支援開始

活動前確認動画

契約時に疑義
チェックが付いた場合

確認時に疑義
が生じた場合

活動・支援開始

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱

日常的な金銭管理等

※活動開始 1 ~ 2か月後に、権利擁護支援会によるマッチングの再評価を実施

本人：意思の表出、形成、実現

定期訪問（月2回）等

実施報告（月1回）

苦情等

事務局：対応

事務局：実績確認

活動報告書（月1回）

豊田市生活基盤サービス事業
の試行的運用に関する要綱金銭管理状況報告
(3か月に1回)豊田市意思決定フォロワー推進事業
の試行的運用に関する要綱

合議体：実績報告

専門員：活動

専門員：定期確認

※必要に応じて、専門員の派遣